

(案)

意見提出要領

寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）について、みなさんの意見を募集します

ーパブリック・コメント手続ー

1 寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）とは？

寝屋川市みどりの基本計画改定版は、現計画の策定から概ね 20 年が経過することを踏まえ、今後の 20 年間で目指すべき新たなみどりの将来像を実現する緑化施策などの計画的な推進を目的として策定するものです。

※ 寝屋川市みどりの基本計画改定版（素案）は、公園みどり課、市民情報コーナー、市立東・寝屋川市駅前図書館、各シティ・ステーション（堀溝サービス窓口を含む。）、市ホームページで見ることができます。

2 意見の提出方法

(1) 意見を提出できる人

- ア 寝屋川市内に住んでいる人
- イ 寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ウ 寝屋川市内の学校に通学している人
- エ 寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- オ 寝屋川市税の納税義務を持つ人
- カ この案件に利害関係を持つ人

(2) 意見の募集期間

平成 30 年 12 月〇日（〇）～ 平成 31 年 1 月〇日（〇）

(3) 提出方法

下記の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

※ 様式を添えておりますが、任意の様式でもかまいません。

※ 提出された意見は、原則として公表します。なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

(4) 提出された意見の取り扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。なお、個々の意見に対して、直接回答は行いません。

(5) 提出先・問い合わせ先

寝屋川市まち建設部公園みどり課（市役所本館3階）

住所：〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

電話：072-825-2293

Fax：072-825-2633

E-mail: kouen@city.neyagawa.osaka.jp